2018.10.26

136.019

1,632,228

埼商連:大藤

○伊奈町在中 4人家族の場合

伊奈町4人世紀	ドの生活扶助費	# 		97,994
4人の逓減率				0.7675
	合計	4		127,680
	10	1		29,010
	15	1		33,040
(3級地-1)	40	1		32,420
伊奈町	42	1		33,210
住所	年齢	人数	生活扶助費	第1類

※1 世帯内の個人一人ひとりに支払われる支給額。食費や衣料など。年齢によって異なる。

伊奈町4人世帯の生活扶助費

第1類※1の支給額

第2類※2の支給額			51,970	В
※2 世帯全員の為に支払われる支給額。	雷気.	水道.	ガスな	

※2 世帯全員の為に支払われる支給額。電気、水道、ガスなどの光熱費の分。世帯の人数によって支給額が決まる。

住宅扶助額	48,000	С
児童養育加算	20,000	D
生活保護費(A+B+C+D)	217,964	Ε

国保減免基準E× 1.3倍283,3541年F× 12ヵ月3,400,248

○伊奈町在中 母子家庭2人家族の場合

年齢	人数	生活扶助費	第1類		
40	1		32,420		
13	1		33,040		
合計	2		65,460		
	2人の逓減率		0.8850		
の生活扶助費			57 Q22	٨	
預)			31,332	^	
国人一人ひと	りに支払われ	いる支給額。1	食費や衣		
よって異な	る。				
の生活扶助費	Ę				
額			42,340	В	
為に支払わ	れる支給額。	電気、水道、	ガスな		
どの光熱費の分。世帯の人数によって支給額が決まる。					
			44,000	С	
母子加算、児童養育加算			29,620	D	
生活保護費(A+B+C+D)			173,892	Ε	
E×	1.3 倍		226,060	F	
F×	12 ヵ月	2	,712,720		
	40 13 合計 の生活扶助費 個人一人ひと よって扶助費 額 の生活扶助費 高額 の本で表表の 高額 の本で表表の 高額 の本で表表の 高額 の本で表表の 高額 の本で表表の 高額 の本で表表の 高額 の本で表表の 高額 の本で表表の の本で表表の の本で表表の の本で表表の の本で表表の の本で表表の の本で表表の の本で表表の の本で表表の の本で表表の の本で表表の の本で表表の の本で表表の の本で表表の の本で表表の の本で表表の の本で表表の の本で表表の の本で表表の の本で表表の の本で表表の の本で表表の の本で表表の の本で表表の の本で表表の の本で表表の の本で表表の の本で表表の の本で表表の の本で表表の の本で表表の の本で表表の の本で表表の の本で表表の の本で表表の の本で表表の の本で表表の の本で表表の の本で表表の の本で表表の の本で表表の の本で表表の の本で表表の の本で表表の の本で表表の の本で表表の の本で表表の の本で表表の の本で表表の の本で表表の の本で表表の の本で表表の の本で表表の の本で表表の の本で表表の の本で表表の の本で表表の の本で表表の の本で表表の の本で表表の の本で表表の の本で表表の の本で表表の の本で表表の の本で表表の の本で表表。 の本で表表の の本で表表の の本で表表。 の本で表表の の本で表表の の本で表表。 の本で表表。 の本で表表。 の本で表表。 の本で表表。 の本で表表。 の本で表表。 の本で表表。 の本で表表。 の本で表表。 の本で表表。 の本で表表。 の本で表表。 の本で表表。 の本で表表。 の本で表表。 の本で表表。 の本で表表。 の本で表表。 の本で表表。 の本で表表。 の本で表表。 の本で表表。 の本で表表。 の本で表表。 の本で表表。 の本で表表。 の本で表表。 の本で表表。 の本で表表。 の本で表表。 の本で表表。 の本で表表。 の本で表表。 の本で表表。 の本で表表。 の本で表表。 の本で表表。 の本で表表。 の本で表表。 の本で表表。 の本で表表。 の本で表表。 の本で表表。 の本で表表。 の本で表表。 の本で表表。 の本で表表。 の本で表表。 の本で表表。 の本で表表。 の本で表表。 の本で表表。 の本で表表。 の本で表表。 の本で表表。 の本で表表。 の本で表表。 の本で表表。 の本で表表。 の本で表表。 の本で表表。 の本で表表。 の本で表表。 の本で表表。 の本で表表。 の本で表表。 の本で表表。 の本で表表。 の本で表表。 の本で表表。 の本で表表。 の本で、 の本で、 の本で、 の本で、 の本で、 の本で、 の本で、 の本で、 の本で、 の本で、 の本で、 の本で、 の本で、 の本で、 の本で、 の本で、 の本で、 の本で、 の本で、 の本で、 の本で、 の本で、 の本で、 の本で、 の本で、 の本で、 の本で、 の本で、 の本で、 の本で、 の本で、 の本で の。 の本で の。 の本で の。 の本で の。 の。 の。 の。 の。 の。 の。 の。 の。 の。	40 1 13 1 13 1 13 1 13 1 13 1 13 1 13 1 1	40 1 13 1 2 2人の逓減率 の生活扶助費 頃) 個人一人ひとりに支払われる支給額。1 はよって異なる。 の生活扶助費 高額 の為に支払われる支給額。電気、水道、 、世帯の人数によって支給額が決まる 直養育加算 R護費(A+B+C+D) E× 1.3 倍	40132,42013133,040合計265,4602人の逓減率0.8850の生活扶助費57,932個人一人ひとりに支払われる支給額。食費や衣よって異なる。よって異なる。42,340の為に支払われる支給額。電気、水道、ガスない。世帯の人数によって支給額が決まる。ガスない。世帯の人数によって支給額が決まる。経費(A+B+C+D)173,892E×1.3 倍226,060	

○伊奈町在中 1人世帯の場合

住所	年齢	人数	生活扶助費	第1類
伊奈町	59	1	工品扒奶英	33,210
, , , , ,	39	1		33,210
(3級地-1)				
	合計	1		33,210
		1人の逓減率		1.0000
伊奈町単身世	帯の生活扶助	費		00.040
第1類※1(支約	合額)			33,210
※1 世帯内の個人一人ひとりに支払われ			1.ろ支給額. 1	食費や衣
				KA I K
	によって異な			
伊奈町4人世帯	帯の生活扶助費	1		
第2類※2の支	給額			34,420
※2 世帯全員	の為に支払わ	れる支給額。	電気、水道、	ガスな
どの光埶費の	分。世帯の人	数によって支	給額が決まる	Ž.
	25 E 15 27 C	o. , c ×		- 0
住宅扶助額				37,000
母子加算・障	害加算			なし
生活	徐護費(A+B+	-C+D)		104,630

E× 1.3 倍

F× 12ヵ月

伊奈町と同じ等級地(3級地-1) 行田市 秩父市 飯能市 加須市 本庄市 東松山市 羽生市 鴻巣市 深谷市 久喜市 北本市 蓮田市 坂戸市 幸手市 鶴ヶ島市 日高市 吉川市 白岡町 毛呂山町 越生町 嵐山町 水伏町

建実際の生活保護費は、医療扶助、介護扶助、出産扶助、生業扶助、教育扶助を受けられます。

伊奈町の国保税 申請型の減免基準 世帯の<mark>直近3か月の</mark>実収入金額の平均金額が、基準生活費に100分の130を乗じて得た金額以下、及び預貯金の額が基準生活費の3か月分以下の金額であって、次のいずれかに該当する人とします。(1)納税義務者またはその世帯に属する被保険者が失業、休職、廃業、 休業等により収入が皆無となり、または収入が著しく減少し、 生活が困難であると認められるとき。(2)納税義務者またはその世帯に属する被保険者が疾病または負傷により、収入が皆無となり、または収入が著しく減少し、または医療費の増加により生活が困難であると認められるとき。(3)納税義務者またはその世帯に属する被保険者が死亡し、または身体に著しい障害を受けたことにより、収入が皆無となり、または収入が著しく減少し、生活が困難であると認められるとき。 基準生活費に対する世帯の直近3か月の平均収入額の割合に応じて、30%、70%、 100%の国保税の減免が受けられる。 ※6月議会で基準生活費ではなく、支給基準となる生活保護費を基準としていると答弁あり。 減免期間 申請から3か月、さらに再度の申請で年度内最長6か月の納期まで。

国保減免基準

1年

○基準生活費 217,964円

減免申請時の預貯金の額が653,892円(217,964円 ×3か月)以下で、世帯の直近3か月の平均収入(収入に は事業収入のほか児童手当などの収入も含みます。)が 基準生活費(217,964円)の1.3倍(283,354円)以下 の場合は、世帯の平均収入額の金額に応じて、次の割 合で減免を受けられる。

世帯の直近3か月の平均収入が基準生活費の1.05以下(228,863円) 100%

世帯の直近3か月の平均収入が基準生活費の1.10以下(239,761円) 70%

世帯の直近3か月の平均収入が基準生活費の1.20以下(261,557円) 50%

世帯の直近3か月の平均収入が基準生活費の1.30以下(283,354円) 30%

D基準生活費 173,892円

減免申請時の預貯金の額が521,676円(173,892円 ×3か月)以下で、世帯の直近3か月の平均収入(収入に は事業収入のほか児童手当などの収入も含みます。)が 基準生活費(173,892円)の1.3倍(226,060円)以下 の場合は、世帯の平均収入額の金額に応じて、次の割 合で減免を受けられる。

世帯の直近3か月の平均収入が基準生活費の1.05以下(182,587円) 100%

世帯の直近3か月の平均収入が基準生活費の1.10以下(191,282円) 70%

世帯の直近3か月の平均収入が基準生活費の1.20以下(208,671円) 50%

世帯の直近3か月の平均収入が基準生活費の1.30以下(226,060円) 30%

○基準生活費 104,630円

減免申請時の預貯金の額が313,890円(104,630円 ×3か月)以下で、世帯の直近3か月の平均収入(収入に は事業収入のほか児童手当などの収入も含みます。)が 基準生活費(104,630円)の1.3倍(136,019円)以下 の場合は、世帯の平均収入額の金額に応じて、次の割 合で減免を受けられる。

世帯の直近3か月の平均収入が基準生活費の1.05以下(109,862円) 100%

世帯の直近3か月の平均収入が基準生活費の1.10以下(115,093円) 70%

世帯の直近3か月の平均収入が基準生活費の1.20以下(125,556円) 50%

世帯の直近3か月の平均収入が基準生活費の1.30以下(136,019円) 30%

吉川市の国保税 申請型の減免基準 生活保護の1・3倍の基準があるがHPで公表していない。窓口に相談に来たら、お伝えする(市職員回答)。申請後、納付能力調査で決定する。

上記と同じ家族構成で夫の<mark>所得250万円、妻の所得50万円</mark>だった場合の国保税は418,000円(34,833円/月)。この家族構成の場合、減免基準以下となるので申請後に納付能力調査を受けて減免される。

上記と同じ家族構成で母親の所得250万円だった場合の国保税は307,000円(25,583円/月)。この家族構成の場合、減免基準以下となるので申請後に納付能力調査を受けて減免される。

上記と同じ家族構成で<mark>所得</mark>160万円だった場合の国保税は 178,000円(14,833円/月)。この家族構成の場合、減免基準以 下となるのでとなるので申請後に納付能力調査を受けて減免 される。

2018.10.26

1 米 ルイ共可事 佐4 佐

埼商連:大藤

○上尾市在中 4人家族の場合

住所	年齢		人数 生活抽	扶助費	第1類
上尾市	4	12	1		34,740
(2級地-2)	4	10	1		33,980
	1	.5	1		34,580
	1	.0	1		30,360
	合計	•	4		133,660
				0.7675	

上尾市4人世帯の生活扶助費 **102.584** A 第1類※1の支給額

※1 世帯内の個人一人ひとりに支払われる支給額。食費や衣 料など。年齢によって異なる。

上尾市4人世帯の生活扶助費

第2類※2の支給額

※2 世帯全員の為に支払われる支給額。電気、水道、ガスな どの光熱費の分。世帯の人数によって支給額が決まる。

住宅扶助費	56,000	С
母子加算・障害加算	なし	D
生活保護費(A+B+C+D)	212,974	Ε

国保減免基準	E×	1.3 倍	276,866 F
1年	F×	12 ヵ月	3,322,395

人数 生活扶助費 第1類

○所沢市在中 4人家族の場合

母子加算・障害加算

国保減免基準

1年

年齢

住所

	42	1	37,520	
(1級地-2)	40	1	39,580	
	15	1	37,500	
	10	1	32,920	
	合計	4	147,520	
4人の逓減率			0.7675	
所沢市4人世帯の生活扶助費 第1類※①(支給額)			113,222	Α
※①世帯内の個人一人ひとりに支払われる支給額。食費や衣料など。年齢によって異なる。				
所沢市4人世界	ドの生活扶助費	第第		1
2類※②(支給額) 58,97			58,970	В
※②世帯全員の為に支払われる支給額。電気、水道、ガスな				
どの光熱費の分。世帯の人数によって支給額が決まる。				
住宅扶助費			62,000	С

生活保護費(A+B+C+D)

E× 1.3 倍

F× 12ヵ月

○上尾市在中 母子家庭2人家族の場合

住所	年齢	人数	生活扶助費	第1類
上尾市	40	1		33,980
(2級地-2)	13	1		34,580
	合計	2	•	68,560
		2人の逓減率		0.8850
上尾市2人世帯	の生活扶助資			60 676

※1 世帯内の個人一人ひとりに支払われる支給額。食費や衣 料など。年齢によって異なる。

上尾市2人世帯の生活扶助費

第1類※1の支給額

54,390 B

なしD

234,192

304,449

3,653,389

第2類※2の支給額 **44,310** B

※2 世帯全員の為に支払われる支給額。電気、水道、ガスな どの光熱費の分。世帯の人数によって支給額が決まる。

住宅扶助費	52,000
母子加算	21,200
生活保護費(A+B+C+D)	178,186

国保減免基準	E×	1.3 倍	231,641
1年	F×	12 ヵ月	2,779,695

○所沢市在中 母子家庭2人家族の場合

住所	年齢	人数	生活扶助費	第1類	
所沢市	40	1		39,580	
(1級地-2)	13	1		37,500	
	合計	2	•	77,080	1
		2人の逓減率		0.8850	
所沢市2人世帯	の生活扶助費	第第		68,216	A
1類※①(支給額))			00,210	Α
※①世帯内の個人一人ひとりに支払われる支給額。食費や衣					
料など。年齢に	こよって異な	る。			
所沢市2人世帯	の生活扶助費	費 第			
2類(支給額)☑				48,030	В

B 2類(支給額)
図

|※世帯全員の為に支払われる支給額。電気、水道、ガスなど の光熱費の分。世帯の人数によって支給額が決まる。

住宅扶助費	57,000	2
母子加算	22,790)
生活保護費(A+B+C+D)	196,036	Ξ

国保減免基準 1年	E×	1.3 倍	254,847 F
1年	F×	12 ヵ月	3,058,158

○上尾市在中 1人世帯の場合

住所	年齢	人数	生活扶助費	第1類	
上尾市	59	1		34,740	
(2級地-2)					
	合計	1		34,740	1
		1人の逓減率		1.0000	
上尾市単身世帯		24 740	٨		
第1類※1の支給額				34,740	А

※1 世帯内の個人一人ひとりに支払われる支給額。食費や衣 料など。年齢によって異なる。

上尾市単身世帯の生活扶助費

第2類※2の支給額 **34,420** B

※2 世帯全員の為に支払われる支給額。電気、水道、ガスな どの光熱費の分。世帯の人数によって支給額が決まる。

住宅扶助費	43,000	С
母子加算・障害加算	なし	D
生活保護費(A+B+C+D)	112,160	Ε

国保減免基準	E×	1.3 倍	145,808 F
1年	F×	12 ヵ月	1,749,696

○所沢市在中 1人世帯の場合

	T			
住所	年齢	人数	生活扶助費	第1類
所沢市	59	1		37,520
(1級地-2)				
	合計	1	I	37,520
		1人の逓減率		1.0000
所沢市市単身世	帯の生活扶	助費		27 500
第1類(支給額)				37,520
※①世帯内の個	人一人ひと	りに支払われ	る支給額。食	(費や衣

料など。年齢によって異なる。

所沢市市単身世帯の生活扶助費

第2類(支給額)

39,050 B

※世帯全員の為に支払われる支給額。電気、水道、ガスなど の光熱費の分。世帯の人数によって支給額が決まる。

任宅扶助費	47,700
母子加算・障害加算	なし
生活保護費(A+B+C+D)	124,270 E

国保減免基準	E×	1.3 倍	161,551 F
1年	F×	12 ヵ月	1,938,612

上尾市と同じ等級地(2級地-2) 川越市 熊谷市 春日部市 狭 山市 草加市 越谷市 入間市 志木市 桶川市 八潮市 富士 見市 三郷市 ふじみ野市 入 間郡 三芳町

建実際の生活保護費は、医療扶助、介護扶助、出産扶助、生業扶 助、葬祭扶助、教育扶助を受けら れます。

所沢市と同じ等級地(1級地-2) 蕨市 戸田市 朝霞市 和光市 新座市

実際の生活保護費は、医療扶 助、介護扶助、出産扶助、生業扶 助、葬祭扶助、教育扶助を受けら れます。

2018.10.26

40,800 B

埼商連:大藤

○さいたま市在中 4人家族の提合

○さいたま巾住中 4人家族の場合						
住所	年齢	人数	生活扶助費	第1類		
さいたま市	42	1		39,360		
(1級地-1)	40	1		38,430		
	15	1		39,170		
	10	1		34,390		
	合計	4		151,350		
		4人の逓減率		0.7675		
さいたま市4人世帯の生活扶助費						
第1類※①(支給	額)		116,161			
※①世帯内の個人一人ひとりに支払われる支給額。食費や衣						
No. 1 . S . C . C . C . C . C . C . C . C . C						

料など。年齢によって異なる。

さいたま市4人世帯の生活扶助費

第2類※②(支給額) **61,620** B

※②世帯全員の為に支払われる支給額。電気、水道、ガスな どの光熱費の分。世帯の人数によって支給額が決まる。

住宅扶助費	59,000
母子加算・障害加算	なし [
生活保護費(A+B+C+D)	236,781

国保減免基準	Ε×	1.3 倍	307,815
1年	F×	12 ヵ月	3,693,786

○さいたま市在中 母子家庭2人家族の場合

国保減免基準

1年

住所	年齢	人数	生活扶助費	第1類]
さいたま市	40	1		38,430	1
(1級地-1)	13	1		39,170	
,				,	
	合計	2		77,600	1
		2人の逓減率		0.8850	
さいたま市2人	世帯の生活技	 助費		60 676	٨
第1類※①(支給額)				68,676	^
※①世帯内の個人一人ひとりに支払われる支給額。食費や衣					
料など。年齢に	料など。年齢によって異なる。				
さいたま市2人	さいたま市2人世帯の生活扶助費				1
第2類※②(支給額	頂)			50,180	В
※②世帯全員の為に支払われる支給額。電気、水道、ガスな					
どの光熱費の分。世帯の人数によって支給額が決まる。					
住宅扶助費				54,000	С
母子加算				22,790	D
	生活保護費	(A+B+C+D)		195,646	Ε

E× 1.3 倍

F× 12ヵ月

\bigcirc $\stackrel{\star}{\sim}$ $\stackrel{\iota}{\sim}$	いた ま 市 在 中	1人世帯の場合	•
	. / C OV 113 IT 11.	エノく ビーロ マノック ロ	

住所	年齢	人数	生活扶助費	第1類
さいたま市	59	1		39,360
(1級地-1)				
	合計	1		39,360
		1人の逓減率		1.0000
さいたま市2人	世帯の生活技	 扶助費		39,360
第1類※①(支給額)			39,300	
※①世帯内の個人一人ひとりに支払われる支給額。食費や衣				
料など。年齢によって異なる。				

さいたま市2人世帯の生活扶助費

第2類※②(支給額)

※②世帯全員の為に支払われる支給額。電気、水道、ガスな どの光熱費の分。世帯の人数によって支給額が決まる。

[任宅扶助費	45,000	C
母子加算・障害加算	なし	D
生活保護費(A+B+C+D)	125,160	E

国保减免基準	Ε×	1.3 倍	162,708 F
1年	F×	12 ヵ月	1,952,496

さいたま市と同じ等級地 (1級地-1) 川口市

実際の生活保護費は、医療扶 助、介護扶助、出産扶助、生業扶助、葬祭扶助、教育扶助を受けら れます。

さいたま市の国保税 申請型の減免基準

世帯の前年所得と現年見込所得、及び預貯金額が下の基準以下であるような低所得のため生活困窮している場合、均等割が1割減額されます。①単身世帯の基準所得130万円・預貯金基準65万円 ②複数世帯 の基準所得200万円 ・預貯金基準100万円

254,340

3,052,078